

一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会出版規則

日本臨床腫瘍薬学会規則第7号

制定 平成28年5月14日

(総則)

第1条 この法人（以下「本法人」と略す。）が出版物を発行する際の手続きを、この出版規則に定める。

2 この出版規則は、会誌編集委員会が発行する会誌および学術大会実行委員会が作成する抄録には適用しない。

(出版企画の申請)

第2条 本法人の出版物を発行しようとする委員会は、別に定める事項について、予め理事長に出版企画の申請を行わなければならない。

2 理事長は、出版企画の申請を受理したとき、広報出版委員会にその審査を行わせる。

(審査)

第3条 広報出版委員会は、申請された出版企画について、内容の妥当性、提携する出版社の適切性等の審査を行い、その適否および必要な出版企画の修正について、理事長に意見を述べる。

2 理事長は、広報出版委員会の意見をふまえて、出版企画を申請した委員会に必要な指示を行うことができる。

3 理事長の指示があったとき、出版企画を申請した委員会は、その修正ののち、再申請を行う。

(出版の許可)

第4条 理事長は、広報出版委員会の意見に基づき出版企画が適正であると判断された場合、出版企画を申請した委員会に対して、その許可を行う。

2 出版の許可を受けた委員会は、出版企画に従って、当該出版物の編集を行うものとする。

(出版の変更、中止)

第5条 出版許可を受けた委員会は、出版の変更または中止が必要となったとき、広報出版委員会に申し出なければならない。

2 広報出版委員会は出版の変更または中止の申出があったとき、その適否について理事長に意見を述べる。

3 理事長は、必要と認めるときは、出版を許可した委員会に対して、出版の変更または中止等の指示を行うことができる。

(印刷の事前確認)

第6条 出版の許可を受けた委員会は、当該出版物の印刷の前にその最終稿を提出して、広報出版委員会に事前の確認を受けるものとする。

2 広報出版委員会は、印刷の事前確認を求められたとき、その適否について理事長に意見を述べる。

3 理事長は、広報出版委員会の意見をふまえて、印刷の事前確認を申し出た委員会

に対して、変更または出版の中止等の指示を行うことができる。

(その他)

第7条 この出版規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

第8条 この規則は平成28年5月7日から施行する。